

交通手段がなくて困っている方に

タクシー運賃等の助成をします

福祉タクシー等利用券のご利用には手続きが必要です



日常生活において、生活に必要な交通手段、買い物の機会の確保が難しい方に福祉タクシー等利用券を交付し、運賃等の費用の一部を助成します。

対象者

千代田町に住民登録があり、世帯全員が自動車運転免許証をお持ちでない方で次のいずれかに該当する方が対象となります。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 70歳以上の方のみの世帯 | ☐ 身体障害者手帳 1 級または 2 級の方 |
| ☐ 療育手帳 A 表示の方 | ☐ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 |
| ☐ 自動車免許証を返納した方 | |

※令和 7 年度より、介護認定を受けていても在宅で生活している方は対象になります。

利用券

1人あたり利用券（500円/1枚）を
最大 48枚 交付

（申請月によって枚数が異なります。）



利用券には
移動販売で
使える券が
含まれています

利用券の申請からご利用までの流れ

申請手続き : 申請書と必要書類を提出してください

簡易書留でご自宅に利用券が届きます



タクシーを利用する

運賃の精算時に
利用券を運転手に渡す

1 回で利用できる利用券は 3 枚まで

移動販売で商品を購入する

支払いの時に
利用券を店員に渡す

1 回で利用できる利用券の枚数に
制限はありません



- ・利用券を使用できる事業者は協力事業者のみです。
- ・利用券を使えるのは本人だけです。他人に譲渡はできません。
- ・令和 7 年度の利用券の使用期限は令和 8 年 3 月 3 1 日までです。
- ・利用券を交付された方の再交付・追加交付はできません。

お問合せ先

保健福祉課 地域包括支援センター
(総合保健福祉センター内)



0276-86-7000